

公衆浴場入浴料金の算定方法等（案）

1 入浴料金の法的根拠

入浴料金の統制額は、物価統制令に基づく統制料金で都道府県知事が最高限度額を指定する。

2 料金決定の仕組

知事は、東京都公衆浴場対策協議会に統制料金についての検討を依頼し、その意見に基づいて知事が決定する。

3 料金の算定方法

(1) 算定に当たっての基本原則

効率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む水準に料金を設定する総括原価方式を用いる。

(2) 算定の手順

ア 会計調査対象浴場の選定

都内の全浴場の中で、入浴料金収入面で平均的な収入階層に属する浴場から 50 浴場程度を選定する。

イ 会計調査の実施

上記アで選定した浴場を対象に、直近 1 年間の決算書、会計帳簿等の調査及び分析を行い、収支科目ごとの平均収支実績表を作成する。

ウ 収支推定表の作成

上記イの収支実績表を基礎に、それぞれの科目ごとに将来 1 年間の所要額を推定して収支推定表を作成する。

エ 入浴料金の算定

収支実績表と収支推定表との推定収入、推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出して料金を算定する。